

結婚新生活を支援します

新規に結婚した世帯を対象に、新居の購入費、家賃または引越費用を助成します。
■対象世帯
①2年1月1日から3年3月31日までに婚姻した夫婦
②夫婦の双方または一方が町内に住んでいること
③夫婦の世帯所得が340万円未満であること
④婚姻日における年齢が夫婦の双方とも満34歳以下であること

■対象経費

- ①新居の購入費
②新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
③引越費用(引越業者、運送業者への支払額の実費)

■助成金額

対象経費を合算した額で1世帯当たり上限20万円
■申請期限：3年3月31日(水)

■問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

「i-サポ」の入会登録料の全額を助成します

■i-サポとは

結婚を希望する单身男女の出会いの支援のため、会員登録制によるコンピュータのマッチングシステムを利用し、理想のパートナー探しをサポートします。

■対象者：町内に住んでいる20歳以上の单身男女

■対象経費

入会登録料(1人1回限り)

■問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

「児童手当・特例給付現況届」の提出を忘れずに！

6月は「児童手当・特例給付現況届」の提出月です。6月上旬に受給者宛て届出用紙などを送付しますので、忘れずに提出してください。提出されない場合は、6月分以降の手当

が支給停止となります。

■提出期限：6月30日(火)

■提出・問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

「協働のまちづくり交付金」を活用ください

町では人口減少や少子高齢化に伴う地域力の減退を最小限にとどめ、より住みよい地域社会の実現を目指して、協働のまちづくりを推進しています。

行政のみがまちづくりを行うのではなく、集落単位の地域自治組織や地域づくりを目的とした団体などが主体となり、その地域が元気になるような事業や課題解決に向けた主体的な取り組みをする事業費の一部を町が助成することにより、住民主体のまちづくりを推進するものです。

この事業は平成25年度から続いており、これまで助成した事業の一部を紹介すると、自治会組織の連携を深める取り組みであったり、伝統・文化を継承し発信する事業など多岐にわたる分野で活動をしています。

本年度も引き続き、協働のまちづくり事業を推進し、地域を元気にしたい人たちの積極的な活用を応援します。

■事業名

町協働のまちづくり交付金事業

■募集団体

住みよい地域社会の実現を目的とする活動を行い、次に掲げる全ての要件を満たす団体

- 1 町内に活動の拠点を有していること
2 構成員がおおむね5人以上であること

町子ども・子育て会議委員を募集します

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て会議委員を募集します。応募用紙は、町民福祉課で配布および町ホームページにも掲載しています。

■対象

町内在住の子育て支援に関心のある満20歳以上の人

■任期

委嘱の日から4年3月31日まで

■募集人数：2人

■応募方法

応募用紙に必要事項を記入して、町民福祉課へ提出してください。

■応募期限：6月15日(月)

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

「じじいの相談会」を開催します

「眠れない」「理由もないのに気分が落ち込む」「ひきこもっている」など、こころの健康に関する悩みについて、相談ができます。

■日時：6月17日(水)

①午前9時～午前10時30分

②午前10時30分～正午

■場所：保健センター

■相談員

心理カウンセリングオフィスおきた

所長 沖田憲一 先生

■申込方法

希望する相談日の1週間前までに保健センターへお申し込みください。

■問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

自宅周りの環境整備に取り組みましょう

町では、平泉の景観を守るとともに、世界遺産のまちにふさわしい環境にするため、平泉世界遺産の日に合わせて6月28日(日)を基準日として町内全域で環境整備活動を実施します。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行政区、団体での一斉清掃は行わず、各個人で自宅の周りな

どの身近な清掃に取り組み、きれいな町にしましょう。

■問い合わせ先

世界遺産推進室 ☎46-2218

町への移住・定住を促進するため町有地を分譲します

■物件概要

①施設までの距離

平泉小、平泉中まで約2.4km

②都市計画区域：第1種住居地域

③建ぺい率・容積率：60%・200%

④設備：上水道あり、下水道区域外

■申込受付期間

午前8時30分～午後5時15分

※土曜、日曜日と祝日は除きます。

※2区画とも譲受人が決まり次第受け付けを終了します。

■申し込みの資格

①住宅を建築するための宅地を必要としていること。

②申込者またはその配偶者が満20歳以上45歳未満であること。ただし、45歳以上の場合でも分譲の申し込み日現在で小学生以下の子どもがいる人も対象となります。

③申込者に同居しようとする人がいること。

■分譲の条件

①宅地を住宅用地以外の目的に使用できません。

②宅地の引き渡しを受けた日から2年以内に住宅建築に着手し3年以内に完成させること。

③宅地の売買契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。

■提出書類

①平泉町定住促進宅地分譲申込書

②住民票

■注意事項

①敷地内には桜の植栽があり、現状のまま分譲します。現地を確認し了解の上申し込みください。

②町道から敷地内への取付口は町で整備します。

③申し込み順に受け付けし、申込者が資格を有するか審査を行います。譲受人を決定します。

■申し込み・問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

Table with 4 columns: 区画 No., 所在地, 面積 (㎡), 分譲価格 (円). Rows include No. 1 (平泉字坂下53番18), No. 2 (平泉字坂下53番17), and No. 3 (譲渡済み).

